

監 査 報 告 書

令和6年5月15日

学校法人 享栄学園
理事会 御中

監事 佐々木 史 郎

監事 米 川 直 樹

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人享栄学園寄附行為第14条の規定に基づき、学校法人享栄学園の令和4年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の業務並びに財産の状況について監査した。

私たちは監査に当たり、理事会及び評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人と連携し、計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続を実施した。

監査の結果、学校法人享栄学園の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類、すなわち、資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示しており、業務又は財産に関する不正の行為、法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。

なお、厳しい財政状況を踏まえ、実行ある経営改善計画を策定し、学園運営に一層の努力をされたい。

以 上